

令和3年度アライグマ等捕獲処理業務仕様書

本業務は、札幌市内に生息するアライグマ及びアメリカミンク（以下、「アライグマ等」という。）による生態系被害及び生活環境被害の防止を目的として実施するものであり、委託者の指示により箱わな等でアライグマ等の捕獲を行うものとする。

1 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2 実施地域

札幌市内一円とする。ただし、箱わなの設置場所は、被害の状況及び捕獲依頼者の要望等を勘案し、受託者が決定する。なお、別途、委託者の指示があった場合には、その指示に従うものとする。

3 業務対応時間

- (1) 業務期間中は、委託者及び捕獲依頼者からの連絡について受理可能な体制を維持すること。
- (2) 業務期間中の8時45分から17時15分においては、3名以上の出動が可能な体制を維持すること。

4 基本事項

- (1) 受託者は、箱わなの設置及び撤去について、狩猟免許（わな猟）を所持している者を従事させること。なお、技術講習会等を受講するなど、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、箱わなの設置及び撤去以外の業務に、狩猟免許（わな猟）非保持者を従事させることができる。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後、本市に対して速やかに特定外来生物防除の申請を行い、(1)の従事者すべてについて防除従事者台帳への登録を受けすること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するにあたり、従事者に防除従事者証を携帯させること。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたり、関係法令及び「札幌市におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画」「札幌市におけるアメリカミンク防除実施計画」を遵守すること。
- (5) 受託者は、本業務を実施するにあたり、従事者の安全確保に努めること。
- (6) 秘密の保持

ア 受託者及びその従事者は、本契約の業務期間内及び履行後において、業務上知り

えた一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、その従事者に対し、アの秘密保持について適切な指導管理をしなければならない。

(7) 受託者は、本業務を実施するにあたり、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議する。

5 体制準備等

(1) 本業務に使用する器具等については、すべて受託者の負担とする。

(2) 本業務に使用する箱わなは「Woodstream 社製 Havahart Large Collapsible Pro Cage Model1089」又はこれと同形式の方法でアライグマ等を捕獲できるものとする。

(3) 箱わなは 30 個以上を用意し、破損した場合は随時補充すること。

6 業務実施方法

(1) 受託者は、市民からの捕獲依頼を受けた委託者の指示により、速やかに捕獲依頼者へ連絡の上、現地調査の日程調整を行うこと。

(2) 受託者は、現地調査を行った結果、アライグマ等の痕跡が認められる場合は箱わなを設置すること。その際、箱わな又は箱わな周辺にわな標識を設置すること。

また、箱わなの設置期間は原則 1 か月とし、被害状況・捕獲依頼者の要望等に応じて順次回収すること。なお、設置期間が 1 か月を超える場合は、委託者と協議し、指示を受けること。

(3) 受託者は、箱わな周辺の痕跡確認、箱わなの動作確認、必要に応じた餌の補充等を目的とした巡視を週に 1 回程度行うこととし、毎日の巡視は捕獲依頼者が行うよう、適切な助言を行うこと。ただし、獣類の捕獲や箱わなの異常など、捕獲依頼者からの緊急連絡または委託者の指示があった場合は必要な対応を行うこと。

(4) アライグマ等が捕獲された場合には、個体を回収し、自社敷地内に設置する CO2 ガス装置により安楽死処分（ガス殺とする）の上、札幌市動物管理センターに搬入して焼却処分を行う。なお、休日や夜間等で当該施設への搬入が困難等の理由により、受託者にて保管する場合は、保冷剤を用意するなど衛生面に配慮すること。

(5) アライグマ等以外の鳥獣が箱わなに誤って捕獲された場合には、その場での放逐を原則とするが、同様の被害が予測される場合には委託者と協議し、指示を受けること。また、瀕死や死亡個体である場合には死亡確認後に（4）の処置に準じるものとし、その他の場合には委託者の指示に従うものとする。

(6) (5)の他、委託者の指示するものに限る、自力での移動が困難な傷病鳥獣の一時的な保護及び放逐を行うものとする。

(7) 各業務区分における件数の扱いについては、8の業務区分①、②及び⑤については作業1回につき1件とし、業務区分③及び④については原則1頭につき1件として計上する。(小型の個体を2頭以上同時に処分することがあるため)

7 報告等

業務完了後は、現場写真の他、報告書(様式1)を遅滞なく提出するものとする。また、業務期間満了後は、業務完了届(様式2)を提出し、本市による検査を受けると。

8 業務区分及び予定件数

業務区分	予定件数
①箱わな設置・回収	110件
②巡視、引取り、捕獲個体の回収、錯誤捕獲個体の回収・放逐	214件
③安楽死処分	72件
④火葬処分	73件
⑤傷病鳥獣(委託者が指示するものに限る)の保護及び放逐	3件

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

9 環境配慮事項

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

【様式 1】

【アライグマ等捕獲処理業務報告書】

業務受諾日	令和 年 月 日	管理No.	03 -
業務実施場所	札幌市 区		
依頼者情報	札幌市 区		
	氏 名	電 話	

	月 日	業務内容	結 果	作業者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

作業集計

① 箱わな設置・回収	② 巡視、引取り、捕獲 個体回収、錯誤捕獲 個体の回収・放逐	③ 安楽死処分	④ 焼却処分	⑤ 傷病鳥獣の保護及び放逐

備 考		担当者確認

【様式2】

完了届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

印

名 称 令和3年度アライグマ等捕獲処理業務

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

令和 年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名